

「地域企業情報発信コンテンツ作成・運營業務」

委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称 「地域企業情報発信コンテンツ作成・運營業務」（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

八尾市（以下、本市という。）は、全国でも有数の中小企業のまちであり、数多くの製造事業所をはじめ、様々な産業が集積している。

市内に集積する個性ある企業同士の共創を促進することで新たなイノベーションを起こすとともに、クリエイティブなモノを体験できる展示・体感スペースを設置することにより、子どものクリエイティブな素質の育成のみならず、将来の地域産業の担い手を育成する「みせるばやお」を平成30年8月に開設した。

本業務では、市民向けに、イノベーション推進拠点を活用し地域貢献をめざす地域企業の動画コンテンツやワークショップ情報に係るチラシの作成、SNSを活用したイノベーション推進拠点の会員増加、また、法人向けに会員企業同士のイノベーション事例を発信するなど、市民、法人双方に情報発信をすることで、イノベーション推進拠点の活動者を増やすとともに、情報発信を通じた地域企業の活性化及びものづくりのまち八尾のブランディングを図っていくことを目的とする。

また、本市の強みである「ものづくりのまち八尾」を市民に広く知ってもらい、郷土に愛着と誇りを持ってもらうため、GIGA スクール構想の一環として、ICT授業の教材としても活用できるものづくりのプロモーション動画制作を行うこととする。

3 提案に係る業務内容等

（1）業務内容

別添 「地域企業情報発信コンテンツ作成・運營業務」委託仕様書のとおり

（2）業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月20日まで

※ 事業の目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大5年間は、公募によらず当該団体と委託契約をすることができるものとします。翌年度の更新の可否については、委託期間中に提出される報告等をもとに決定するものとします。ただし、翌年度の予算の成立内容により変更となる場合があります。

（3）委託料上限額

金4,190,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 提案参加資格

下記の（1）から（8）までのすべての項目を満たしている者。

（1）法人格を有する者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく

申立てがなされていない者であること。

- (4) 公告日から審査日までの間に、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 八尾市財務規則(昭和39年八尾市規則第33号)第98条の規定に該当する次の者であること。
 - ア 引き続き2年以上その営業を行っていること。
 - イ 法人税又は所得税を滞納していないこと。
 - ウ 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 大阪府下市町村に居住する従業員がいる場合、個人住民税の特別徴収を実施していること。
- (8) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

5 スケジュール

No.	内容	期限等
1	実施要領、仕様書等公表	令和8年4月20日～5月15日
2	実施要領、仕様書等に関する質問受付	令和8年4月20日～4月30日
3	実施要領、仕様書等に関する質問の回答	令和8年5月7日まで
4	プロポーザル参加申請書等の提出	令和8年4月20日～5月15日
5	企画提案書等の提出	令和8年4月20日～5月15日
6	プレゼンテーション実施要請通知（書類審査の結果通知）	令和8年5月22日
7	受託候補者選定委員会開催 （プレゼンテーション審査）	令和8年5月28日
8	公募型プロポーザル受託者選定結果を通知	令和8年6月上旬
9	契約の締結	令和8年6月中旬

5 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

- ア 応募資格を満たしていないと認められた場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

複数の企画提案はできません。

(3) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る受託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。ただし、提案募集に係る公文書公

開請求があった場合は、八尾市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出等、本プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(5) その他

提案者はプロポーザル参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。また、本プロポーザルにかかる提出書類及び評価などは、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定に基づき公開の対象になります。

6 プロポーザル参加申請書等の提出

本業務に応募される事業者は参加申請書（様式1）、事業者概要（様式2）、納税証明書（写し可）、法人登記簿謄本（写し可）、印鑑証明書（写し可）及び誓約書（様式9）を各1部、下記（1）の期日までに八尾市電子申請システム（令和8年度「地域企業情報発信コンテンツ作成・運營業務」委託業務公募型プロポーザルの応募フォーム）（以下「応募フォーム」という。）によりデータで提出してください。

なお、誓約書（様式9）については、押印した原本を、下記（1）の期日までに下記（3）の提出先へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出期限 令和8年5月15日 午後5時まで（必着）

(2) 応募フォームによりデータで提出いただく書類

①参加申請書（様式1）

②事業者概要（様式2）

③法人税・消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書

④市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書又は直近の特別徴収に係る領収書等

⑤法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

⑥印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

⑦誓約書（様式9 データ提出に加え、押印した原本については別途郵送等が必要）

*ただし、令和8年度競争入札参加資格審査登録をされている場合は上記③～⑥の提出書類を省略できます。

(3) 持参または郵送により提出いただく書類（様式9）の提出先

〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部産業政策課イノベーション推進係 TEL : 072-924-3845(直通)

(受付時間 午前9時から午後5時まで)

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式8）を記入し、持参か郵送で提出

すること。

なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

8 企画提案書等の配付及び提出について

企画提案書は下記、様式3～7とし、原本1部、副本1部（計2部）を応募フォームによりデータで提出してください。なお、副本においては事業者を特定できないように、会社名等は記載しないでください。

- (1) 提出期限 令和8年5月15日 午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ①企画提案書（様式3）
 - ②類似業務実績（様式4）
 - ③業務執行体制・スケジュール（様式5-1、5-2）
 - ④提案内容（様式6-1～6）
 - ⑤経費見積価格（様式7）

9 提案様式の記載上の留意事項

- ア. 3（3）「委託料上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。
- イ. 提案書類は、A4縦左綴じで、片面換算で30頁以内（表紙、目次用語集、別紙、参考資料等含む）とする。ただし、必要に応じてA4横、A3縦横でも差し支えないが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えます。
- ウ. 提出書類の記載に当たっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容とすること。また、様式3～7については、任意様式を可とします。ただし、記入項目の変更は不可。
- エ. 提出書類提出後の修正、差し替え又は再提出は認めません。
- オ. 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- カ. 当該事業の申請にかかる事前説明会は開催しません。

10 提案に関する質問等

- (1) 受付期間
令和8年4月20日から4月30日午後5時まで
- (2) 質問方法
質問は八尾市電子申請システム（令和8年度「地域企業情報発信コンテンツ作成・運営業務」委託業務公募型プロポーザルの質問フォーム）により行うこと。
- (3) 回答
本市ホームページ上に回答を令和8年5月7日までに掲載します。

11 選定方法

プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定します。なお、企画提案書等の提出者が4者以上ある場合は、様式4～6による「提案点」の事前書類審査を実施して、評価点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とし、当該3者に対してプレゼンテーション実施要請通知

(書類審査の結果通知)を行います。

プレゼンテーション

(1) 日程・場所

日 程 令和8年5月28日

場 所 八尾市立中小企業サポートセンター（八尾商工会議所会館内）
3階 セミナールーム

※ プレゼンテーションの開始時間は参加申請者によって異なるので、詳細は、別途、それぞれに電子メールで通知します。

(2) 提案説明内容等

ア. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとし、プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「EB-W05 EPSON」については準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については持参すること。

イ. 提案説明は1者あたり30分以内とし、内訳として説明20分以内、質疑応答10分程度とします。

ウ. 参加者は2名までとします。

12 審査項目及び評価内容

別紙 「地域企業情報発信コンテンツ作成・運営業務」受託候補者選定基準のとおり

13 審査結果

審査結果は、令和8年6月上旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに本市のホームページで公表します。なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

14 契約の締結

受託候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と本市との協議により最終的に決定します。

15 契約保証金

契約保証金は契約金額の5/100以上とします（ただし、利子は付しません）。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができます。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 過去2年間に国または、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。ただし、当該事業者が入札参加資格者名簿に登録がない場合は、本条項を根拠に契約保証金を免除することはできませんのでご留意ください。

16 問合せ先

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内
八尾市魅力創造部産業政策課産業政策係
TEL : 072-924-3845 (直通) FAX : 072-924-0180
E-mail : sangyou@city.yao.osaka.jp